



特殊詐欺被害防止機能付き電話機の購入補助 および貸し出しをしています



高齢者を狙った特殊詐欺事件

春日警察署管内では特殊詐欺（ニセ電話詐欺など）の被害が急増しています。その被害の多くは、高齢者世帯の固定電話に連絡がある「オレオレ詐欺」などです。

警察庁の分析調査では、**オレオレ詐欺の被害の被害者の約90%が65歳以上の高齢者**であることや、**被害者の約80%が自分は被害にあわないと思っていた**と答えていることが分かっています。

特殊詐欺被害防止機能付き電話機は、着信前に電話の相手方に対し、通話が録音される旨を警告する機能や、通話が始めると自動で通話が録音される機能があり、特殊詐欺対策に効果的です。

本市では、特殊詐欺被害防止機能付き電話機の購入補助や貸し出しを行っています。

1 特殊詐欺被害防止機能付き電話機の購入補助

●**対象者** 本市居住の65歳以上の人またはその同居者

●**対象となる電話機** (公財) 全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載されている固定電話機

※推奨品一覧は全国防犯協会連合会ホームページに掲載されています。



●**補助金額** 電話機本体の購入金額（上限1万円）

【注意】

◇設置工事費やナンバーディスプレイの手続きに係る手数料は対象外です。

◇送料やポイントによる購入額は補助対象外です。

●**申請書類（必ず購入前に提出すること）**

◇申請書（ホームページからダウンロード可）

◇申請者と65歳以上の人の本人確認書類

◇購入予定機器の品名、型番、主な仕様などが分かるもの（カタログなど）

◇見積書

◇振込先（申請者名義）が分かるもの

◇印鑑

●**補助交付の流れ**

◇購入前に上記書類を持って、市に申請

◇市から交付決定後に、電話機を購入

◇購入後に、領収書などを持って市へ実績報告

◇実績報告確認後に、市から補助金額を振り込み

※**購入した後に、申請をすることはできません。**

2 特殊詐欺被害防止機能付き電話機の貸し出し

●**対象者** 本市居住の65歳以上の人またはその同居者

●**貸出期間** 6カ月間以内

●**申請書類**

◇申請者の本人確認書類

◇65歳以上の人の本人確認書類

【注意】

◇回線の引き込み費用や回線使用料などは自己負担です。

◇ナンバーディスプレイを表示するための電話会社への手続きは、申請者が行ってください。（既に表示されている人は不要です）

不明なことは相談にのります。申請手続の前に生活安全課まで連絡してください。

●**申し込みと問い合わせ先** 生活安全課生活安全担当（新館4階） ☎(580)1897